平成２０年（フ）第３５２号
大分県由布市挾間町来鉢2996番地の２
破産者　農業生産法人有限会社ＪＭ牧場
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１１９３号
埼玉県桶川市西１丁目３番28号　グレイスアビタシオン206号
破産者　多喜田　誠
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
北海道苫小牧市美園町２丁目10番17号マ・メゾン202
破産者　小林　順一
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第６３１号
仙台市太白区泉崎１丁目７番34号　コーポいづみ203
破産者　伊藤　幸一
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
山形県酒田市幸町２丁目８番３号、開始決定時の住所仙台市太白区大塒町28―18　ハイツ塒101号室
破産者　今野　清貴
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第５１８号
新潟市北区嘉山４丁目13番29号　コーポパークサイド101号
破産者　池田　弘美
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６９号
石川県河北郡津幡町字清水ホ334番地６
破産者　吉田　憲彦
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５１１号
石川県白山市木津町64番地１、従前の住所石川県白山市柴木町甲12番地
破産者　岩倉　守仁
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成１９年（フ）第１８１７号
名古屋市東区東大曽根町26―６　グリーンハイツ大曽根201号、住民票上の住所名古屋市千種区揚羽町１丁目23番地の１　茶屋ケ坂公園ハイツＢ―712号
破産者　平賀　貴人
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第３４３１号
名古屋市千種区星ケ丘１丁目20番地の２　アーバンラフレ星ケ丘６―502号
破産者　杉井　一也
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２７５号
名古屋市港区木場町６―36　スペリアシティー名南アネックス６―1006号　伊藤雄一郎方、住民票上の住所名古屋市熱田区一番３丁目２番20号　一番荘２棟412号
破産者　髙橋　成予
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０７０号
名古屋市中区上前津１丁目３番12号　シティハウス上前津駅前802号
破産者　松田　一則
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３３１９号
大阪市港区弁天２丁目１―21　第20柴田マンション601、開始決定時の住所大阪市港区田中１丁目５番30号
破産者　稲田　鈴子
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１９０２号
大阪府藤井寺市北岡２丁目２番12号　グリーンピア橋口302号、開始決定時の住所大阪府羽曳野市島泉９丁目６番24号，前住所大阪府羽曳野市高鷲９―２―７　アクアテックビル405号
破産者　竹谷　芳信
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７４７号
大阪府富田林市楠風台１丁目19番11号、前住所兵庫県淡路市志筑3102番地２
破産者　旅館富士美こと　鳥居　秀州
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０７３号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番４―306号
破産者　安本　陽子
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部